

ID: 119

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| | |
|---|----------------------------|
| 処分の概要 | 市営住宅の入居の決定 |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例 第8条第2項 |
| 例規番号 | 平成9年条例第31号 |
| 【根拠条文】 (入居の申込み及び決定) 第8条 前2条に規定する入居資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。 2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。 | |
| 【基準】 根拠条文、第6条、第7条、第9条、第10条、芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第1条の2及び第2条の規定による。 (入居者の資格) 第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件(老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(以下「老人等」という。)にあっては第1号及び第3号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第4号及び第5号に掲げる条件)を具備する者でなければならない。 (1) 市内に住所又は勤務場所を有する者で独立の生計を営む能力があり、かつ、市税に係る滞納がないこと。 (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第5号及び第13条第1項において同じ。)があること。 (3) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。 ア 入居者が身体障害者である場合その他の規則で定める場合 21万4千円 イ アに掲げる場合以外の場合 15万8千円 (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (5) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 (入居者資格の特例) 第7条 市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。 2 前条第3号イに掲げる市営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあっては、同条第3号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。 (住宅困窮者登録) | |

第9条 第6条の規定に該当する者で市営住宅に入居を希望するものは、別に定めるところにより住宅困窮者として登録をしなければならない。

(入居者の選考)

第10条 市長は、前条の規定により住宅困窮者として登録した者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考又は抽せんにより入居者を決定するものとする。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある建物に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上不便を受けている者又は住宅がないため扶養する親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間どりと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な事由による立退の要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき理由に基づく場合を除く。)
- (5) 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者

(老人等の範囲)

第1条の2 条例第6条に規定する老人等は、次のとおりとする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者
- (5) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以

下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

2 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 条例第6条第3号アの規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 入居者又は同居者に第1項第2号、第3号又は第5号のいずれかに該当する者がある場合
- (2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (3) 同居者に中学校を卒業するまでの者がある場合
(住宅困窮者登録資格)

第2条 条例第6条第1号及び第2号に規定する者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に1年以上住民登録を有し、又は市内に2年以上引き続き勤務している者
- (2) 婚姻の予約者については、入居指定期日までに婚姻することを誓約した者

| | | | |
|---------------|-----------|----------------|-----------|
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 令和3年10月1日 |

ID: 121

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| | | | |
|---|--|---------|-----------|
| 処分の概要 | 市営住宅の使用料の減免又は徴収猶予 | | |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例 第21条(第28条第4項、第32条第3項及び第42条の2第3項において準用する場合を含む。) | | |
| 例規番号 | 平成9年条例第31号 | | |
| 【根拠条文】 (使用料の減免又は徴収猶予) 第21条 市長は、特別の事情がある場合においては、住宅使用料の減免又は徴収猶予を必要とすると認める者に対して当該使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。 | | | |
| 【基準】 根拠条文及び芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第17条の規定による。 (使用料若しくは入居保証金の減免又は徴収猶予) 第17条 条例第21条及び第23条に定める特別の事情がある場合とは、入居者又は同居者が次の各号のいずれかに該当するときをいう。 (1) 収入が著しく低額であるとき。 (2) 病気等の理由により、生活が著しく困難な状況にあるとき。 (3) 災害により、著しい被害を受けたとき。 (4) 前3号に掲げるほか、市長が特別の事由があると認めるとき。 2 使用料若しくは入居保証金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、市営住宅使用料減免・徴収猶予申請書(様式第12号)を提出し、市長の承認を得なければならない。 3 前項の申請書には、医師又は官公署等の発行する証明書を添付しなければならない。 4 減免又は徴収猶予の期間は、1年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、更新することができる。 | | | |
| 標準処理期間 | 15日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 令和3年10月1日 |

ID: 124

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| | |
|-------------|-------------------------------|
| 処分の概要 | 市営住宅の目的外使用の許可 |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例 第42条の2第2項 |
| 例規番号 | 平成9年条例第31号 |

【根拠条文】

(市営住宅の目的外使用許可等)

第42条の2 市長は、本来の入居者の入居を阻害せず、市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で芦屋市犯罪被害者等支援条例(平成28年芦屋市条例第16号)第2条第2号に規定する犯罪被害者等のうち、市内に住所を有する者であつて、規則で定めるものに市営住宅を使用させることができる。

- 2 前項の規定により市営住宅を使用しようとする者は、申請書を提出し、市長の許可を得なければならない。
- 3 前項の規定による許可を受けた者に係る市営住宅の使用については、第18条から第21条まで、第31条、第37条から第39条まで、第41条、第42条及び第47条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「使用者」と、第20条第1項中「入居を承認した日」とあるのは「第42条の2第2項の規定により使用を許可した日」と、第39条中「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と、第47条中「保管場所」とあるのは「市営住宅」と読み替えるものとする。

【基準】

根拠条文及び芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第23条の2の規定による。

(市営住宅の目的外使用)

第23条の2 条例第42条の2に規定する犯罪被害者等のうち規則で定めるものは、犯罪被害(犯罪行為(日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。)による死亡、重傷病(療養に1月以上の期間を要する負傷又は疾病をいう。)をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であつてその後の死亡、重傷病の原因となり得るものを含み、発生日から起算して1年以内の被害に限る。)を受けた者であつて当該犯罪被害を受けたときから引き続き市内に住民登録を有している者(以下「犯罪被害者である市民」という。)又はその配偶者、扶養義務者若しくは遺族(配偶者及び扶養義務者を除く。)であつて当該犯罪被害の発生時に当該犯罪被害者と同居していた者とする。ただし、次に掲げる場合は、除くものとする。

- (1) 犯罪被害者である市民と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。
 - (2) 犯罪被害者である市民が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者である市民にも、その責に帰すべき行為があつたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者である市民又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、社会通念上適切でないとき市長が認めるとき。
- 2 犯罪行為が次の各号のいずれかに該当し、当該犯罪被害者である市民の生命若しくは身体

に重大な危険が生じていたとき、又は犯罪行為が行われた時に犯罪被害者である市民の申立てにより、加害者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定による保護命令が発せられていたときは、前項第1号の規定にかかわらず、当該犯罪被害者である市民を前項の規則で定めるものに含むものとする。

- (1) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待
- (2) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待(同条第4項第2号、第5項第1号ホ及び同項第2号(第1号ホに係る部分に限る。))に掲げる行為を除く。)
- (3) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待(同条第6項第2号、第7項第5号及び第8項第5号に掲げる行為を除く。)

- 3 条例第42条の2第2項の規定による許可の期間は、1年以内とする。
- 4 市営住宅の目的外使用の許可を受けようとする者は、市営住宅目的外使用許可申請書(様式第18号の2)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、市営住宅の目的外使用を許可するときは、市営住宅目的外使用許可書(様式第18号の3)により当該申請者に通知するものとする。
- 6 市営住宅の目的外使用の期間の延長を受けようとする者は、市営住宅目的外使用期間延長許可申請書(様式第18号の4)を市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、市営住宅の目的外使用の期間の延長を許可するときは、市営住宅目的外使用期間延長許可書(様式第18号の5)により当該申請者に通知するものとする。この場合において、延長を許可する期間は、第5項の規定により許可を受けた期間と併せて、1年を超えない期間とする。
- 8 市営住宅の目的外使用については、第12条、第13条、第15条から第17条まで、第22条及び第23条の規定を準用する。

| | | | |
|---------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 標準処理期間 | 15日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 令和 3 年 10 月 1 日 |

ID: 125

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| | |
|-------------|--------------------------|
| 処分の概要 | 市営住宅の自動車保管場所の使用の許可 |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例 第43条 |
| 例規番号 | 平成9年条例第31号 |

【根拠条文】

(自動車保管場所の使用許可)

第43条 市営住宅の自動車保管場所(以下「保管場所」という。)を使用しようとする者は、自動車保管場所使用承認申請書を提出し、市長の許可を得なければならない。

【基準】

根拠条文及び第44条の規定による。

(使用者の資格)

第44条 保管場所を使用する者は、次の各号に掲げる条件をいずれも具備する者でなければならない。

(1) 市営住宅の入居者又は同居者であつて、当該市営住宅に設置されている保管場所を自ら使用するために必要としていること。

(2) 第40条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

2 前項第1号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、別表第2に定める市営住宅の入居者又は同居者は、同表の保管場所を使用することができる。

別表第2(第44条、第45条関係)

自動車保管場所使用料

| 保管場所 | 使用料月額(円) |
|-----------|--------------------|
| 翠ヶ丘町5番住宅 | 8,000 建物内10,000 |
| 翠ヶ丘町23番住宅 | 8,000 |
| 楠町住宅 | 8,000 |
| 宮塚町2番住宅 | 8,000 |
| 大東町4番住宅 | 8,000 |
| 大東町5番住宅 | 8,000 建物内10,000 |
| 大東町11番住宅 | 8,000 |
| 大東町14番住宅 | 8,000 |
| 大東町15番住宅 | 8,000 |
| 大東町16番住宅 | 8,000 |
| 大東町17番住宅 | 8,000 建物内10,000 |
| 南芦屋浜団地 | 8,000 建物内10,000 |
| 高浜町1番住宅 | 8,000 |

| | | | |
|---------------|-----------------|----------------|-----------------|
| | | | |
| 標準処理期間 | 15日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 令和 3 年 10 月 1 日 |

ID: 128

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| | | | |
|--|---------------------------|---------|-----------|
| 処分の概要 | 市営住宅の自動車保管場所の使用料の減免又は徴収猶予 | | |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例 第46条 | | |
| 例規番号 | 平成9年条例第31号 | | |
| 【根拠条文】 (保管場所の使用料の減免又は徴収猶予) 第46条 市長は、特別の事情があると認めるときは、保管場所の使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。 | | | |
| 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 標準処理期間 | 15日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 令和3年10月1日 |

ID: 130

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| 処分の概要 | 市営住宅の自動車保管場所の目的外使用の許可 | | | | | | | | | | |
|---|-------------------------------|------|----------|---------|--------|------|--------|---------|--------|---------|--------|
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例 第47条の2第2項 | | | | | | | | | | |
| 例規番号 | 平成9年条例第31号 | | | | | | | | | | |
| <p>【根拠条文】</p> <p>(保管場所の目的外使用許可等)</p> <p>第47条の2 市長は、市営住宅入居者以外の者で、次の各号に掲げる条件をいずれも具備するものに、入居者の使用に支障が生じない限りにおいて保管場所を使用させることができる。ただし、市長がその使用を適当でないとする場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 市内に住所若しくは勤務場所を有する個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体であること。</p> <p>(2) 自ら使用するため保管場所を必要としていること。</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。</p> <p>2 前項の規定により保管場所を使用しようとする者は、自動車保管場所目的外使用承認申請書を提出し、市長の許可を得なければならない。</p> <p>3 前項の許可を受けた保管場所の使用料は、別表第3に定める額とし、その月分を毎月5日までに納付しなければならない。ただし、月の途中で使用を始め、又は使用を終えた場合であっても使用料の額は、その月分の月額とする。</p> <p>4 前項の保管場所の使用料については、減免し、又は徴収猶予しない。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、保管場所の管理については、第45条の2及び第47条の規定を準用する。この場合において、第47条第1号中「第44条」とあるのは「第47条の2第1項」と、同条第3号中「3月」とあるのは「1月」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第3(第47条の2関係)</p> <p>自動車保管場所目的外使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">保管場所</th> <th style="width: 50%;">使用料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮塚町2番住宅</td> <td style="text-align: right;">16,000</td> </tr> <tr> <td>楠町住宅</td> <td style="text-align: right;">16,000</td> </tr> <tr> <td>大東町4番住宅</td> <td style="text-align: right;">13,000</td> </tr> <tr> <td>大東町5番住宅</td> <td style="text-align: right;">13,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p> | | 保管場所 | 使用料月額(円) | 宮塚町2番住宅 | 16,000 | 楠町住宅 | 16,000 | 大東町4番住宅 | 13,000 | 大東町5番住宅 | 13,000 |
| 保管場所 | 使用料月額(円) | | | | | | | | | | |
| 宮塚町2番住宅 | 16,000 | | | | | | | | | | |
| 楠町住宅 | 16,000 | | | | | | | | | | |
| 大東町4番住宅 | 13,000 | | | | | | | | | | |
| 大東町5番住宅 | 13,000 | | | | | | | | | | |
| 標準処理期間 | 15日 | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-------|-----------------|---------|-----------------|
| 設定年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 令和 3 年 10 月 1 日 |
|-------|-----------------|---------|-----------------|

ID: 133

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| | |
|--|--|
| <p>処分の概要</p> | <p>市営住宅の目的外使用の期間延長の許可</p> |
| <p>例規名 根拠条項</p> | <p>芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則 第23条の2第7項</p> |
| <p>例規番号</p> | <p>平成10年規則第10号</p> |
| <p>【根拠条文】</p> <p>(市営住宅の目的外使用)</p> <p>第23条の2 条例第42条の2に規定する犯罪被害者等のうち規則で定めるものは、犯罪被害(犯罪行為(日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。)による死亡、重傷病(療養に1月以上の期間を要する負傷又は疾病をいう。)をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡、重傷病の原因となり得るものを含み、発生日から起算して1年以内の被害に限る。)を受けた者であって当該犯罪被害を受けたときから引き続き市内に住民登録を有している者(以下「犯罪被害者である市民」という。)又はその配偶者、扶養義務者若しくは遺族(配偶者及び扶養義務者を除く。)であって当該犯罪被害の発生時に当該犯罪被害者と同居していた者とする。ただし、次に掲げる場合は、除くものとする。</p> <p>(1) 犯罪被害者である市民と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。</p> <p>(2) 犯罪被害者である市民が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者である市民にも、その責に帰すべき行為があったとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者である市民又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、社会通念上適切でないとき市長が認めるとき。</p> <p>2 犯罪行為が次の各号のいずれかに該当し、当該犯罪被害者である市民の生命若しくは身体に重大な危険が生じていたとき、又は犯罪行為が行われた時に犯罪被害者である市民の申立てにより、加害者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定による保護命令が発せられていたときは、前項第1号の規定にかかわらず、当該犯罪被害者である市民を前項の規則で定めるものに含むものとする。</p> <p>(1) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待</p> <p>(2) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待(同条第4項第2号、第5項第1号ホ及び同項第2号(第1号ホに係る部分に限る。))に掲げる行為を除く。)</p> <p>(3) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待(同条第6項第2号、第7項第5号及び第8項第5号に掲げる行為を除く。)</p> <p>3 条例第42条の2第2項の規定による許可の期間は、1年以内とする。</p> <p>4 市営住宅の目的外使用の許可を受けようとする者は、市営住宅目的外使用許可申請書(様式第18号の2)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>5 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、市営住宅の目的外使用を許可するときは、市営住宅目的外使用許可書(様式第18号の3)により当該申請者に通知す</p> | |

るものとする。

- 6 市営住宅の目的外使用の期間の延長を受けようとする者は、市営住宅目的外使用期間延長許可申請書(様式第18号の4)を市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、市営住宅の目的外使用の期間の延長を許可するときは、市営住宅目的外使用期間延長許可書(様式第18号の5)により当該申請者に通知するものとする。この場合において、延長を許可する期間は、第5項の規定により許可を受けた期間と併せて、1年を超えない期間とする。
- 8 市営住宅の目的外使用については、第12条、第13条、第15条から第17条まで、第22条及び第23条の規定を準用する。

【基準】

根拠条文に同じ。

| | | | |
|---------------|-----------|----------------|-----------|
| 標準処理期間 | 15日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 令和3年10月1日 |

ID: 134

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| | |
|---|---------------------------------|
| <p>処分の概要</p> | <p>改良住宅の入居の決定及び店舗等の使用の許可</p> |
| <p>例規名 根拠条項</p> | <p>芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例 第5条</p> |
| <p>例規番号</p> | <p>昭和61年条例第22号</p> |
| <p>【根拠条文】</p> <p>(入居の申込み)</p> <p>第5条 前条第1項又は第2項に規定する入居資格を有する者で改良住宅に入居しようとするものは、市長に入居の申込みをしなければならない。</p> <p>2 前条第3項に規定する使用資格を有する者で店舗等を使用しようとするものは、市長に使用の申込みをしなければならない。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文、第4条、芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第5条及び第6条の規定による。</p> <p>(入居)</p> <p>第4条 別表第1に掲げる改良住宅に入居させるべき者は、次の各号に掲げる者で、別表第1に掲げる改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものでなければならない。</p> <p>(1) 次に掲げる者で本市の住宅地区改良事業(若宮町住宅地区改良事業を除く。)の施行に伴い住宅を失ったもの</p> <p>ア 改良地区の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者。ただし、改良地区の指定の日後に別世帯を構成するに至った者を除く。</p> <p>イ アただし書に該当する者及び改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至った者。ただし、令第8条で定めるところにより、市長が承認した者に限る。</p> <p>ウ 改良地区の指定の日後にア又はイに該当する者と同一の世帯に属するに至った者</p> <p>(2) 前号ア、イ又はウに該当する者で改良地区の指定の日後に改良地区内において災害により住宅を失ったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者と同一の世帯に属する者</p> <p>2 別表第2に掲げる改良住宅に入居させるべき者は、次の各号に掲げる者で、別表第2に掲げる改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものでなければならない。</p> <p>(1) 若宮町住宅地区改良事業の施行に伴い住宅を失った者で、前項各号の掲げる条件を具備するもの。この場合において、前項第1号中「住宅地区改良事業」とあるのは「若宮町住宅地区改良事業」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 阪神・淡路大震災(以下「震災」という。)発生の日において若宮町の改良地区となるべき区域内に居住し、震災により住宅を失った者(同一の世帯に属するに至った者を含む。)。この場合において、改良地区の指定の日後に別世帯を構成するに至った者は除く。ただし、令第8条で定めるところにより、市長が承認した者(同一の世帯に属するに至った者を含む。)は、この限りでない。</p> <p>3 店舗等を使用させるべき者は、次の各号に掲げる者で、営業を継続することができなくなり、かつ、営業の継続を希望しているものでなければならない。</p> | |

- (1) 別表第1に掲げる店舗等にあつては、住宅地区改良事業(若宮町住宅地区改良事業を除く。)の施行に伴つて営業する場所を失つた者
- (2) 別表第2に掲げる店舗等にあつては、若宮町住宅地区改良事業の施行に伴つて営業する場所を失つた者

別表第1(第3条、第4条、第8条、第12条関係)

1 改良住宅

| 建設年度 | 名称及び位置 | 構造 | 戸数 | 1戸当たり床面積 m ² |
|------|-------------------|--------------|----|----------------------------|
| 61 | 改良住宅1号 上宮川町10番 | 鉄筋コンクリート造8階建 | 42 | 64.48 |
| | | | 14 | 45.00 |
| 62 | 改良住宅3号 上宮川町6番 | 鉄筋コンクリート造4階建 | 18 | 65.00 |
| 63 | 改良住宅2号 上宮川町5番 | 鉄筋コンクリート造7階建 | 36 | 64.48 |
| | | | 12 | 45.00 |
| 63 | 改良住宅5号 上宮川町9番 | 鉄筋コンクリート造4階建 | 12 | 65.00 |
| | | | 4 | 45.00 |
| 3 | 改良住宅4号 上宮川町8番 | 鉄筋コンクリート造4階建 | 32 | 65.00 |
| | | | 8 | 45.00 |
| 5 | 改良住宅6号 宮塚町2番 | 鉄筋コンクリート造9階建 | 32 | 65.00 |
| | | | 7 | 45.00 |

2 集会所

| 名称 | 位置 |
|-----------|---------|
| 改良住宅1号集会所 | 上宮川町10番 |
| 改良住宅6号集会所 | 宮塚町2番 |

3 店舗等

| 建設年度 | 名称及び位置 | 構造 | 戸数 | 1戸当たり床面積 m ² | 使用料月額 円 |
|------|-------------------|------------------------|----|----------------------------|------------|
| 62 | 改良店舗3号 上宮川町6番 | 鉄筋コンクリート造4階建 (1階部分) | 6 | 38.29 | 17,900 |
| | 改良作業場3号 上宮川町6番 | | 12 | 14.96 | 7,000 |
| 63 | 改良店舗2号 上宮川町5番 | 鉄筋コンクリート造平家建 | 2 | 53.20 | 24,900 |
| | 改良店舗5号 上宮川町9番 | | 1 | 58.10 | 27,200 |
| | 改良作業場5号 上宮川町9番 | | 2 | 29.05 | 13,600 |
| 5 | 改良店舗6号 宮塚町2番 | 鉄筋コンクリート造9階建 (1階部分) | 4 | 38.28 | 17,900 |
| | 改良作業場6号 宮塚町2番 | | 4 | 29.92 | 14,000 |

4 表 (省略)

別表第2(第3条、第4条、第8条、第12条関係)

1 改良住宅

| 建設年度 | 名称及び位置 | 構造 | 戸数 | 1戸当たり床面積 m ² |
|------|-------------------|------------------|----|----------------------------|
| 10 | 若宮町住宅1号 若宮町2番 | 鉄筋コンクリート造 5階建 | 16 | 39.77 |
| | | | 13 | 51.88 |
| | | | 3 | 65.63 |
| 11 | 若宮町住宅2号 若宮町2番 | 鉄筋コンクリート造 4階建 | 7 | 51.88 |
| | | | 5 | 65.63 |
| 11 | 若宮町住宅3号 若宮町6番 | 鉄筋コンクリート造 4階建 | 11 | 51.88 |
| | | | 11 | 65.63 |
| 12 | 若宮町住宅4号A 若宮町9番 | 鉄筋コンクリート造 4階建 | 7 | 51.88 |
| | | | 4 | 65.63 |
| 12 | 若宮町住宅4号B 若宮町8番 | 鉄筋コンクリート造 2階建 | 4 | 65.63 |
| 12 | 若宮町住宅5号 若宮町1番 | 鉄筋コンクリート造 4階建 | 7 | 51.88 |
| | | | 4 | 65.63 |

2 集会所

| 名称 | 位置 |
|----------|-------|
| 若宮町住宅集会所 | 若宮町6番 |

3 店舗等

| 建設年度 | 名称及び位置 | 構造 | 戸数 | 1戸当たり床面積 m ² | 使用料月額 円 |
|------|-----------------|----------------------------|----|----------------------------|------------|
| 11 | 若宮店舗2号 若宮町2番 | 鉄筋コンクリート造 4階建 (1階部分) | 1 | 55.69 | 34,500 |
| | | | 1 | 48.60 | 30,200 |

4 表 (省略)

(店舗等の使用許可の制限及び取消し)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には使用を許可しない。

- (1) 店舗等の使用目的以外に使用するおそれがあると認めるとき。
- (2) 危険物又は悪臭を発生するものなどを保管収納するおそれがあると認めるとき。
- (3) 営業の種類が騒音、振動及び悪臭を発生させるなど近隣に迷惑を及ぼすおそれがあるものと認めるとき。
- (4) その他市長の指示に従わないとき。

2 使用者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合は、その使用許可を取り消し、明渡しを命ずることができる。

(使用者の範囲)

第6条 集会所を使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本市の改良住宅に入居している者
- (2) その他市長が認める者

標準処理期間 30日

備考

| | | | |
|-------|-----------------|---------|-----------------|
| 設定年月日 | 平成 29 年 1 月 1 日 | 最終変更年月日 | 令和 3 年 10 月 1 日 |
|-------|-----------------|---------|-----------------|

ID: 136

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| | | | |
|---|--|---------|-----------|
| 処分の概要 | 改良住宅の使用料の減免又は徴収猶予 | | |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例 第12条第1項(芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第21条の準用) | | |
| 例規番号 | 昭和61年条例第22号 | | |
| 【根拠条文】 (準用) 第12条 第4条から前条までに定めるもののほか、改良住宅の管理については、市営住宅条例第13条、第14条、第18条、第19条第4項、第20条から第25条まで、第27条、第30条前段、第31条、第37条から第42条まで、第48条から第51条まで及び第69条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第19条第4項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「家賃限度額」と、第40条中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「家賃限度額」と読み替えるものとする。 【基準】 準用する芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第21条及び芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第17条の規定による。 (使用料の減免又は徴収猶予) 第21条 市長は、特別の事情がある場合においては、住宅使用料の減免又は徴収猶予を必要とすると認める者に対して当該使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。 (使用料若しくは入居保証金の減免又は徴収猶予) 第17条 条例第21条及び第23条に定める特別の事情がある場合とは、入居者又は同居者が次の各号のいずれかに該当するときをいう。 (1) 収入が著しく低額であるとき。 (2) 病気等の理由により、生活が著しく困難な状況にあるとき。 (3) 災害により、著しい被害を受けたとき。 (4) 前3号に掲げるほか、市長が特別の事由があると認めるとき。 2 使用料若しくは入居保証金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、市営住宅使用料減免・徴収猶予申請書(様式第12号)を提出し、市長の承認を得なければならない。 3 前項の申請書には、医師又は官公署等の発行する証明書を添付しなければならない。 4 減免又は徴収猶予の期間は、1年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、更新することができる。 | | | |
| 標準処理期間 | 15日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 令和3年10月1日 |

ID: 137

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| 処分の概要 | 改良住宅の自動車保管場所の使用の許可 | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------|-------|--|---|----------------|-------|------|-------|--|---|-----------------|-------|---------------------|--------|
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例 第12条第3項及び第4項(芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第43条の準用) | | | | | | | | | | | | | | |
| 例規番号 | 昭和61年条例第22号 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【根拠条文】 (準用)</p> <p>第12条</p> <p>3 別表第1に掲げる自動車保管場所の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第43条から第47条まで(第44条第2項を除く。)及び第51条の規定を準用する。</p> <p>4 別表第2に掲げる自動車保管場所の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第43条から第47条の2まで(第44条第2項を除く。)及び第51条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第47条の2第3項中「別表第3」とあるのは「別表第2」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1(第3条、第4条、第8条、第12条関係) 1～3の表 (省略) 4 自動車保管場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">保管場所</th> <th style="width: 50%;">使用料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>改良住宅(上宮川町、宮塚町)</td> <td style="text-align: right;">8,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第3条、第4条、第8条、第12条関係) 1～3の表 (省略) 4 自動車保管場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">保管場所</th> <th style="width: 50%;">使用料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>若宮町住宅(入居者による使用)</td> <td style="text-align: right;">8,000</td> </tr> <tr> <td>若宮町住宅(入居者以外の者による使用)</td> <td style="text-align: right;">13,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【基準】 準用する芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第43条の規定による。 (自動車保管場所の使用許可)</p> <p>第43条 市営住宅の自動車保管場所(以下「保管場所」という。)を使用しようとする者は、自動車保管場所使用承認申請書を提出し、市長の許可を得なければならない。</p> | | 保管場所 | 使用料月額 | | 円 | 改良住宅(上宮川町、宮塚町) | 8,000 | 保管場所 | 使用料月額 | | 円 | 若宮町住宅(入居者による使用) | 8,000 | 若宮町住宅(入居者以外の者による使用) | 13,000 |
| 保管場所 | 使用料月額 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 改良住宅(上宮川町、宮塚町) | 8,000 | | | | | | | | | | | | | | |
| 保管場所 | 使用料月額 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 若宮町住宅(入居者による使用) | 8,000 | | | | | | | | | | | | | | |
| 若宮町住宅(入居者以外の者による使用) | 13,000 | | | | | | | | | | | | | | |
| 標準処理期間 | 15日 | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-------|-----------------|---------|-----------------|
| 設定年月日 | 平成 29 年 1 月 1 日 | 最終変更年月日 | 令和 3 年 10 月 1 日 |
|-------|-----------------|---------|-----------------|

ID: 140

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| | |
|---------------------|---|
| 処分の概要 | 改良住宅の自動車保管場所の使用料の減免又は徴収猶予 |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例 第12条第3項及び第4項(芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第46条の準用) |
| 例規番号 | 昭和61年条例第22号 |

【根拠条文】

(準用)

第12条

- 3 別表第1に掲げる自動車保管場所の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第43条から第47条まで(第44条第2項を除く。)及び第51条の規定を準用する。
- 4 別表第2に掲げる自動車保管場所の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第43条から第47条の2まで(第44条第2項を除く。)及び第51条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第47条の2第3項中「別表第3」とあるのは「別表第2」と読み替えるものとする。

別表第1(第3条、第4条、第8条、第12条関係)

1～3の表 (省略)

4 自動車保管場所

| 保管場所 | 使用料月額 円 |
|----------------|------------|
| 改良住宅(上宮川町、宮塚町) | 8,000 |

別表第2(第3条、第4条、第8条、第12条関係)

1～3の表 (省略)

4 自動車保管場所

| 保管場所 | 使用料月額 円 |
|---------------------|------------|
| 若宮町住宅(入居者による使用) | 8,000 |
| 若宮町住宅(入居者以外の者による使用) | 13,000 |

【基準】

準用する芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第46条の規定による。

(保管場所の使用料の減免又は徴収猶予)

第46条 市長は、特別の事情があると認めるときは、保管場所の使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。

| | |
|---------------|-----|
| 標準処理期間 | 15日 |
| 備考 | |

| | | | |
|-------|-----------------|---------|-----------------|
| 設定年月日 | 平成 29 年 1 月 1 日 | 最終変更年月日 | 令和 3 年 10 月 1 日 |
|-------|-----------------|---------|-----------------|

ID: 142

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| | |
|-------------|---|
| 処分の概要 | 改良住宅の自動車保管場所の目的外使用の許可 |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例 第12条第4項(芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第47条の2第2項の準用) |
| 例規番号 | 昭和61年条例第22号 |

【根拠条文】

(準用)

第12条

4 別表第2に掲げる自動車保管場所の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第43条から第47条の2まで(第44条第2項を除く。)及び第51条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第47条の2第3項中「別表第3」とあるのは「別表第2」と読み替えるものとする。

別表第2(第3条、第4条、第8条、第12条関係)

1～3の表 (省略)

4 自動車保管場所

| 保管場所 | 使用料月額 円 |
|---------------------|------------|
| 若宮町住宅(入居者による使用) | 8,000 |
| 若宮町住宅(入居者以外の者による使用) | 13,000 |

【基準】

準用する芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第47条の2の規定による。

(保管場所の目的外使用許可等)

第47条の2 市長は、市営住宅入居者以外の者で、次の各号に掲げる条件をいずれも具備するものに、入居者の使用に支障が生じない限りにおいて保管場所を使用させることができる。ただし、市長がその使用を適当でないとする場合は、この限りでない。

- (1) 市内に住所若しくは勤務場所を有する個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体であること。
- (2) 自ら使用するため保管場所を必要としていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

2 前項の規定により保管場所を使用しようとする者は、自動車保管場所目的外使用承認申請書を提出し、市長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を受けた保管場所の使用料は、別表第3に定める額とし、その月分を毎月5日までに納付しなければならない。ただし、月の途中で使用を始め、又は使用を終えた場合であっても使用料の額は、その月分の月額とする。

4 前項の保管場所の使用料については、減免し、又は徴収猶予しない。

5 前各項に定めるもののほか、保管場所の管理については、第45条の2及び第47条の規定を準用する。この場合において、第47条第1号中「第44条」とあるのは「第47条の2第1項」と、同条第3号中「3月」とあるのは「1月」と読み替えるものとする。

別表第3(第47条の2関係)

自動車保管場所目的外使用料

| 保管場所 | 使用料月額(円) |
|---------|----------|
| 宮塚町2番住宅 | 16,000 |
| 楠町住宅 | 16,000 |
| 大東町4番住宅 | 13,000 |
| 大東町5番住宅 | 13,000 |

| | | | |
|---------------|-----------|----------------|-----------|
| 標準処理期間 | 15日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成29年1月1日 | 最終変更年月日 | 令和3年10月1日 |

ID: 146

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| | |
|---------------------|--|
| 処分の概要 | 従前居住者用住宅の入居の承認 |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例 第5条 |
| 例規番号 | 平成8年条例第27号 |

【根拠条文】

(入居の申込み)

第5条 前条第1項及び第2項に規定する入居資格を有する者で従前居住者用住宅に入居しようとするものは、市長に入居の申込みをしなければならない。

【基準】

根拠条文、第4条及び芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第2条の規定による。

(入居者の資格)

第4条 従前居住者用住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を備える者であつて住宅に困窮すると認められるものでなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する者で整備総合支援事業の整備地区の整備に伴い住宅を失うこととなるものであること。

ア 当該整備計画について国土交通大臣の承認を受けた日(以下「承認の日」という。)から引き続き整備総合支援事業の整備地区内に居住していた者。ただし、承認の日後に別世帯を構成するに至った者を除く。

イ 承認の日後に整備総合支援事業の整備地区内に居住するに至った者で市長が特に認めたもの

(2) 入居の申込みをした日において、収入が別に定める基準に適合する者

2 阪神・淡路大震災発生の日において整備総合支援事業の整備地区となるべき区域内に居住し、かつ、当該整備地区の整備に伴い居住の継続が困難となる者は、前項第1号に掲げる条件を備える者とみなす。

3 従前居住者用住宅に入居することができる者が当該住宅に入居せず又は居住しなくなった場合は、現に住宅に困窮していることが明らかな者のうちから選考して当該住宅の入居者を決定することができる。

4 前項の規定により従前居住者用住宅に入居する者の入居資格については、市営住宅条例第6条の規定(別表第1に掲げる従前居住者用住宅に入居する者の入居資格については、同条第3号の規定を除く。)を準用する。この場合において、同条第2号中「第13条第1項」とあるのは「第6条の2第1項」と読み替えるものとする。

別表第1(第3条、第7条関係)

従前居住者用住宅(大原町住宅)

| 団地名 | 棟数 | 戸数 | 構造 | 1戸当たり床面積 m ² | 収入 | | | |
|---------|----|----|-------|----------------------------|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------|
| | | | | | 0円～ 317,000円 | 317,001円～ 427,000円 | 427,001円～ 582,000円 | 582,001円～ |
| 大原町2番6一 | 1 | 38 | 鉄筋コンク | | 使用料月 | 使用料月 | 使用料月 | 使用料月 |

条例適用申請に対する処分個票

| | | リート造12 階建 | | 額 円 | 額 円 | 額 円 | 額 円 |
|--|--|--------------|-------|---------|---------|---------|---------|
| 605号 | | | 88.04 | 127,200 | 143,100 | 159,000 | 174,400 |
| 406, 506号 706, 1006号 | | | 86.54 | 124,900 | 140,500 | 156,200 | 171,400 |
| 407号 | | | 90.80 | 131,100 | 147,500 | 163,900 | 179,800 |
| 308, 408, 608号 | | | 89.39 | 129,100 | 145,200 | 161,400 | 177,000 |
| 309, 509, 609号 1009号 | | | 86.42 | 124,800 | 140,400 | 156,000 | 171,100 |
| 310, 410, 610号 | | | 78.80 | 113,800 | 128,000 | 142,300 | 156,100 |
| 311, 511, 611号 711, 811, 1011号 1111, 1211号 | | | 66.80 | 96,400 | 108,500 | 120,600 | 132,300 |
| 312, 412, 512, 612 号 912号 1212号 | | | 59.24 | 85,500 | 96,200 | 106,900 | 117,300 |

(収入基準)

第2条 条例第4条第3項の規定により条例別表第1に掲げる住宅に入居する者は、収入が200、001円以上でなければならない。

標準処理期間

30日

備考

設定年月日

平成28年4月1日

最終変更年月日

令和3年10月1日

ID: 148

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| | | | |
|---|--|---------|-----------|
| 処分の概要 | 従前居住者用住宅の使用料の減免又は徴収猶予 | | |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例 第9条 | | |
| 例規番号 | 平成8年条例第27号 | | |
| 【根拠条文】 (使用料の減免又は徴収猶予) 第9条 市長は、特別の事情がある場合においては、当該使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。 | | | |
| 【基準】 根拠条文及び芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定による。 (減免又は徴収猶予) 第6条 条例第9条及び条例第10条の2に定める特別の事情がある場合とは、入居者又は同居者が次の各号に該当する場合をいう。 (1) 収入が著しく低額であるとき。 (2) 病気等の理由により、生活が著しく困難な状況にあるとき。 (3) 災害により、著しい被害を受けたとき。 (4) 前3号に掲げるほか、市長が特別の事由があると認めるとき。 2 使用料及び入居保証金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、従前居住者用住宅減免申請書(様式第4号)又は従前居住者用住宅徴収猶予申請書(様式第5号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。 3 前項の申請書には、減免又は徴収猶予を受けようとする理由を証明するに必要な医師又は官公署等の発行する証明書を添付しなければならない。 4 減免又は徴収猶予の期間は、1年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、更新することができる。 5 従前居住者用住宅(大原町住宅)に入居する者については、前各項の規定は、適用しない。 | | | |
| 標準処理期間 | 15日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 令和3年10月1日 |

ID: 150

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| | | | |
|---|--|---------|-----------|
| 処分の概要 | 従前居住者用住宅の自動車保管場所の使用料の減免又は徴収猶予 | | |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例 第9条の3 | | |
| 例規番号 | 平成8年条例第27号 | | |
| 【根拠条文】 (保管場所の使用料の減免又は徴収猶予) 第9条の3 市長は、特別の事情がある場合においては、当該保管場所の使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。 | | | |
| 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 標準処理期間 | 15日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 令和3年10月1日 |

ID: 151

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| | |
|-------------|---|
| 処分の概要 | 従前居住者用住宅の自動車保管場所の目的外使用の許可 |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例 第9条の4第2項 |
| 例規番号 | 平成8年条例第27号 |

【根拠条文】

(保管場所の目的外使用許可等)

第9条の4 市長は、従前居住者用住宅入居者以外の者で、次の各号に掲げる条件をいずれも具備するものに、入居者の使用に支障が生じない限りにおいて保管場所を使用させることができる。ただし、市長がその使用を適当でないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内に住所若しくは勤務場所を有する個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体であること。
- (2) 自ら使用するため保管場所を必要としていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項の規定により保管場所を使用しようとする者は、自動車保管場所目的外使用承認申請書を提出し、市長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を受けた保管場所の使用料は、別表第3に定める額とし、その月分を毎月5日までに納付しなければならない。ただし、月の途中で使用を始め、又は使用を終えた場合であっても使用料の額は、その月分の月額とする。

4 前項の保管場所の使用料については、減免し、又は徴収猶予しない。

5 市長は、保管場所の使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、保管場所の使用許可を取り消し、又は明渡しを請求することができる。

- (1) 第1項の使用資格を失ったとき。
- (2) 不正の行為により使用許可を受けたとき。
- (3) 保管場所の使用料を1月以上滞納したとき。
- (4) 正当な理由によらないで15日以上保管場所を使用しないとき。
- (5) 前各号のほか、保管場所の管理上必要があると認めるとき。

別表第3(第9条の2及び第9条の4関係)

自動車保管場所使用料

| 保管場所 | 使用料月額 円 |
|----------------------|------------|
| 精道町団地(入居者による使用) | 8,000 |
| 精道町団地(第9条の4の規定による使用) | 14,000 |
| 津知町団地(入居者による使用) | 8,000 |
| 清水町団地(入居者による使用) | 8,000 |
| | 建物内 10,000 |

【基準】

根拠条文に同じ。

| | | | |
|---------------|-----------------|----------------|-----------------|
| | | | |
| 標準処理期間 | 15日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 令和 3 年 10 月 1 日 |

ID: 154

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| | | | |
|---|---|---------|-----------|
| 処分の概要 | 従前居住者用住宅の自動車保管場所の使用の許可 | | |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例 第15条(芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第43条の準用) | | |
| 例規番号 | 平成8年条例第27号 | | |
| 【根拠条文】 (準用) 第15条 前各条に定めるもののほか、従前居住者用住宅を芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年芦屋市条例第31号。以下「市営住宅条例」という。)第2条第1号に規定する市営住宅とみなして、市営住宅条例第4条、第12条第3項及び第4項、第14条、第20条、第24条、第37条から第39条まで、第41条から第44条まで、第45条の2、第47条、第48条から第51条まで及び第69条の規定は、従前居住者用住宅の管理について準用する。ただし、市営住宅条例第4条の規定は、第4条第3項の規定により従前居住者用住宅に入居できる者が入居せず、又は居住しなくなった場合に限る。 【基準】 準用する芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第43条の規定による。 (自動車保管場所の使用許可) 第43条 市営住宅の自動車保管場所(以下「保管場所」という。)を使用しようとする者は、自動車保管場所使用承認申請書を提出し、市長の許可を得なければならない。 | | | |
| 標準処理期間 | 15日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 令和3年10月1日 |

ID: 327

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| | |
|--|--|
| <p>処分の概要</p> | <p>使用の許可</p> |
| <p>例規名 根拠条項</p> | <p>芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例 第4条第1項(第15条第3項において読み替える場合を含む。)</p> |
| <p>例規番号</p> | <p>昭和63年条例第29号</p> |
| <p>【根拠条文】</p> <p>(使用許可)</p> <p>第4条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 自動二輪車については、阪神打出駅前自転車駐車場、阪急芦屋川駅北自転車駐車場、阪神芦屋駅西自転車駐車場及びJR芦屋駅南自転車駐車場3の一時使用に限り使用を許可するものとする。ただし、原動機付自転車に類似するものについては、この限りでない。</p> <p>3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 収容台数を超える使用の申請があつたとき。</p> <p>(2) 芦屋市内に住所又は勤務先を有しないとき。</p> <p>(3) 自転車等の形体が駐車場への駐車になじまないものであるとき。</p> <p>(4) その他市長が駐車を不相当と認めるとき。</p> <p>(管理の代行等)</p> <p>第15条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 駐車場の使用の許可に関する業務</p> <p>(2) 駐車場の運営に関する業務</p> <p>(3) 駐車場の施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の運営又は維持管理上市長が必要であると認める業務</p> <p>3 第1項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合の第3条第4号、第3条の2第3項、第3条の3第1項、第4条、第8条、第9条、第11条第7号及び第13条の規定の適用については、第3条第4号、第4条、第8条第1項及び第11条第7号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2第3項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第3条の3第1項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条第2項及び第13条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第9条中「市長は、駐車場の補修その他駐車場の管理上必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、駐車場の補修その他駐車場の管理上必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p> | |
| <p>標準処理期間</p> | <p>1日</p> |

| | | | |
|-------|-----------------|---------|-------|
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 329

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| | |
|--|--------------------------------------|
| <p>処分の概要</p> | <p>使用料の減免</p> |
| <p>例規名 根拠条項</p> | <p>芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例 第6条第1項</p> |
| <p>例規番号</p> | <p>昭和63年条例第29号</p> |
| <p>【根拠条文】 (使用料等の減免) 第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。 2 前項の規定は、前条第2項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定めた基準に従い」と読み替えるものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の減免) 第5条 市長は、条例第6条の規定により次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める割合の使用料を減免するものとする。ただし、第5号から第8号までに掲げる場合は、阪神芦屋駅南自転車駐車場を利用するときに限り減免するものとする。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者が定期使用するとき。 5割 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)による療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が定期使用するとき。 5割 (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条及び第124条に規定する学校に自転車通学する者が定期使用するとき。 3割 (4) その他市長が特に必要があると認める者が使用するとき。 10割以内 (5) 国又は地方公共団体の職員が公務を行うため一時使用するとき。 10割 (6) 市議会及び市の附属機関等の会議に出席するため一時使用するとき。 10割 (7) 市の事務事業等に関して業務を行うため一時使用するとき。 10割 (8) 用務のため来庁した市民等が一時使用するとき。 10割 2 前項第1号から第4号までの規定による使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。 3 第1項に規定する使用料の減免を受けようとする者は、自転車駐車場定期使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときはこの限りではない。</p> | |
| <p>標準処理期間</p> | <p>3日</p> |
| <p>備考</p> | |

| | | | |
|-------|-----------------|---------|-----------------|
| 設定年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 令和 2 年 10 月 1 日 |
|-------|-----------------|---------|-----------------|

ID: 330

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| 処分の概要 | 使用料の返還承認 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-------------------------------------|----|-----------|---|-------|-------------|----------------|--------------------------------|----------------|-------------------------------------|---|---|---|----------------------------|---|-------------|
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例 第7条第1項ただし書 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 例規番号 | 昭和63年条例第29号 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【根拠条文】 (使用料等の返還) 第7条 既に納入した使用料は、返還しないものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 2 前項の規定は、第5条第2項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「市長がやむを得ないと認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定めた基準に従い」と読み替えるものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の返還) 第6条 条例第7条ただし書の規定により返還する使用料の額は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">返還する使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(1) 定期使用の許可を受けた者が月の初日の前日までに定期使用の取消しを申請したとき。</td> <td>使用開始前</td> <td>既納の定期使用料の全額</td> </tr> <tr> <td>使用経過月数 1月以下</td> <td>既納の定期使用料から1月に相当する定期使用料を差し引いた残額</td> </tr> <tr> <td>使用経過月数 2月以下</td> <td>既納の定期使用料から1月に相当する定期使用料の2倍の額を差し引いた残額</td> </tr> <tr> <td>(2) 条例第9条の規定による駐車場の供用の休止により駐車場を使用することができなかつたとき。</td> <td>使用することができなかつた日数に係る使用料の額(定期使用の使用料の日額は、月額を30で除して1円未満の端数を切り捨てた額とする。)</td> </tr> <tr> <td>(3) 市長が特に認めた事業者による当該事業者の施設の利用証明の提示があつたとき。</td> <td>既納の一時使用料(自転車に係る使用料に限る。)の全額</td> </tr> <tr> <td>(4) 上記(1)から(3)の規定によるもののほか、市長が返還すべき正当な理由があると認めるとき。</td> <td>市長がその都度定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の表(1)又は(4)の項に規定する使用料の返還を受けようとする者は、自転車駐車場定期使用料返還申請書に定期使用券及び定期使用証を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときはこの限りではない。</p> | | | 区分 | 返還する使用料の額 | (1) 定期使用の許可を受けた者が月の初日の前日までに定期使用の取消しを申請したとき。 | 使用開始前 | 既納の定期使用料の全額 | 使用経過月数 1月以下 | 既納の定期使用料から1月に相当する定期使用料を差し引いた残額 | 使用経過月数 2月以下 | 既納の定期使用料から1月に相当する定期使用料の2倍の額を差し引いた残額 | (2) 条例第9条の規定による駐車場の供用の休止により駐車場を使用することができなかつたとき。 | 使用することができなかつた日数に係る使用料の額(定期使用の使用料の日額は、月額を30で除して1円未満の端数を切り捨てた額とする。) | (3) 市長が特に認めた事業者による当該事業者の施設の利用証明の提示があつたとき。 | 既納の一時使用料(自転車に係る使用料に限る。)の全額 | (4) 上記(1)から(3)の規定によるもののほか、市長が返還すべき正当な理由があると認めるとき。 | 市長がその都度定める額 |
| 区分 | 返還する使用料の額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 定期使用の許可を受けた者が月の初日の前日までに定期使用の取消しを申請したとき。 | 使用開始前 | 既納の定期使用料の全額 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 使用経過月数 1月以下 | 既納の定期使用料から1月に相当する定期使用料を差し引いた残額 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 使用経過月数 2月以下 | 既納の定期使用料から1月に相当する定期使用料の2倍の額を差し引いた残額 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 条例第9条の規定による駐車場の供用の休止により駐車場を使用することができなかつたとき。 | 使用することができなかつた日数に係る使用料の額(定期使用の使用料の日額は、月額を30で除して1円未満の端数を切り捨てた額とする。) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 市長が特に認めた事業者による当該事業者の施設の利用証明の提示があつたとき。 | 既納の一時使用料(自転車に係る使用料に限る。)の全額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 上記(1)から(3)の規定によるもののほか、市長が返還すべき正当な理由があると認めるとき。 | 市長がその都度定める額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 標準処理期間 | 3日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-------|-----------------|---------|-----------------|
| 設定年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 令和 2 年 10 月 1 日 |
|-------|-----------------|---------|-----------------|

ID: 332

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| | | | |
|--|--|-----------------------|--------------|
| <p>処分の概要</p> | <p>使用取消しの承認</p> | | |
| <p>例規名 根拠条項</p> | <p>芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則 第4条(第13条において読み替える場合を含む。)</p> | | |
| <p>例規番号</p> | <p>平成元年規則第18号</p> | | |
| <p>【根拠条文】 (使用取消しの申請) 第4条 定期使用の許可を受けた者が使用の取消しをしようとするときは、自転車駐車場定期使用取消申請書に定期使用券及び定期使用証を添えて、市長に提出するものとする。</p> <p>(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い) 第13条 条例第15条第1項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合の第3条から第6条まで、第9条、第10条及び次条の規定の適用については、第3条及び第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条(見出しを含み、同条第1項第4号を除く。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第1項(同条の見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条、第10条及び次条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p> | | | |
| <p>標準処理期間</p> | <p>1日</p> | | |
| <p>備考</p> | | | |
| <p>設定年月日</p> | <p>平成 28 年 4 月 1 日</p> | <p>最終変更年月日</p> | <p>年 月 日</p> |

ID: 348

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| | | | |
|--|----------------------------|---------|-----------|
| 処分の概要 | 料金の減免 | | |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例 第8条 | | |
| 例規番号 | 平成8年条例第28号 | | |
| 【根拠条文】 (料金の免除) 第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、料金の全部又は一部を免除することができる。 (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。 (2) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車を駐車させるとき。 (3) 規則で定める自動車を駐車させるとき。 | | | |
| 【基準】 根拠条文及び芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第9条の規定による。 (駐車料金の減免) 第9条 条例第8条第3号の規則で定める自動車は、次に掲げる者が自ら運転し、又は同乗する自動車とする。 (1) ラポルテ市民サービスコーナーが発行する利用証明の交付を受けた者 (2) 市長が特に認めた事業者が発行する利用証明の交付を受けた者 2 前項の自動車に係る駐車料金(以下「料金」という。)は、次のとおりとする。 (1) 前項第1号に係る自動車の料金については、駐車時間2時間までの料金を免除する。 (2) 前項第2号に係る自動車の料金については、駐車時間2時間までの料金を158円とする。 この場合において納付すべき料金は、同号の事業者が、市長が別に指定する方法により納付するものとする。 3 前項の規定による料金の免除を受けようとする者は、自動車を駐車場から出庫させるときに、ラポルテ市民サービスコーナーで受けた利用証明又は第1項第2号の事業者が交付した利用証明を提出しなければならない。 4 前3項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、料金の全部又は一部を免除することができる。 | | | |
| 標準処理期間 | 1日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 令和2年10月1日 |

ID: 349

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| | | | |
|--|--------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 料金の返還承認 | | |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例 第9条ただし書 | | |
| 例規番号 | 平成8年条例第28号 | | |
| 【根拠条文】 (料金の返還) 第9条 既納の料金は返還しない。ただし、定期券に係る料金については、市長が災害その他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 | | | |
| 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 標準処理期間 | 3日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 352

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| | | | |
|---|-----------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 定期券の交付 | | |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則 第6条第2項 | | |
| 例規番号 | 平成8年規則第46号 | | |
| 【根拠条文】 (定期券の発行及び使用の条件等) 第6条 定期券(様式第3号)は、当該定期券に記載された自動車(以下「指定車」という。)以外の自動車に係る駐車場の利用のために使用することができない。 2 定期券の交付を受けようとする者は、定期券交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。 3 指定車を変更しようとする者は、定期券指定車変更申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。 4 定期券を使用して駐車場を利用する者は、自動車を駐車場に入庫させるとき、及び駐車場から出庫させるときに定期券を提示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 標準処理期間 | 1日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 353

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| | | | |
|--|-----------------------------------|----------------|-------|
| 処分の概要 | 指定車の変更の承認 | | |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則 第6条第3項 | | |
| 例規番号 | 平成8年規則第46号 | | |
| <p>【根拠条文】</p> <p>(定期券の発行及び使用の条件等)</p> <p>第6条 定期券(様式第3号)は、当該定期券に記載された自動車(以下「指定車」という。)以外の自動車に係る駐車場の利用のために使用することができない。</p> <p>2 定期券の交付を受けようとする者は、定期券交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 指定車を変更しようとする者は、定期券指定車変更申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 定期券を使用して駐車場を利用する者は、自動車を駐車場に入庫させるとき、及び駐車場から出庫させるときに定期券を提示しなければならない。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p> | | | |
| 標準処理期間 | 1日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 354

担当部署: 都市建設部 建設総務課

| | | | |
|--|-----------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 定期券の再交付 | | |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則 第8条第2項 | | |
| 例規番号 | 平成8年規則第46号 | | |
| 【根拠条文】 (定期券の再交付の手続) 第8条 定期券を汚損し、損傷し、又は紛失したときは、定期券の再交付を受けることができる。 2 前項の規定により、定期券の再交付を受けようとする者は、定期券再交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。 | | | |
| 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 標準処理期間 | 1日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |